

指定給水装置工事事業者の指定に係る事務取扱い

(水道法第16条の2第1項関連)

新規指定の場合 (水道法第25条の2に基づき申請をおこなう。)

1) 申請関係書類

指定給水装置工事事業者指定申請書 様式第1
(水道法施行規則第18条)

機械器具調書 別表 (水道法施行規則第18条)

誓約書 様式第2 (水道法施行規則第18条)

給水装置工事主任技術者選任届出書 様式第3
(選任する給水装置工事主任技術者の免状の写しを添付すること。)

指定給水装置工事事業者が指定を受けた日から2週間以内に
選任届出書提出のこと。(水道法施行規則第21条)

給水装置工事主任技術者解任届出書 様式第3
給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、発生の日
から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しな
ければならない。(水道法施行規則第21条)

自社の定款(株・有限会社) (水道法施行規則第18条)

自社の寄付行為(財団法人) (水道法施行規則第18条)

自社の登記簿謄本(株・有限会社) (水道法施行規則第18条)

住民票の写し(個人のみ) (水道法施行規則第18条)

2) 申請手順

指定の申請

- 申請書類 1. 法人の場合
申請関係書類 . . . 又は .
2. 個人の場合
申請関係書類 . . .

- 上下水道部受付
- 書類審査

指定の通知

- 上下水道部より指定給水装置工事事業者指定通知(電話連絡)

手数料納付

- 指定手数料(10,000円)の納付
- 給水装置工事主任技術者選任届出書 様式第3の提出。
なお、2週間以内に選任届出書提出ない場合は、指定給水装置工事事業者指定を取消す。(水道法第25条の11)
- 指定通知書交付。(指定手数料納付後に交付)
- 池田市指定給水装置工事事業者証交付請求を行う者は、交付手数料(2,000円)を納付。
- 池田市指定給水装置工事事業者証交付。
(交付手数料納付後に交付)

指定の告示

- 指定給水装置工事事業者指定告示。